

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月8日

【四半期会計期間】 第21期第1四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03(5575)1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03(5575)1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期連結累計期間	第21期 第1四半期連結累計期間	第20期
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2018年7月1日 至 2019年6月30日
売上高 (百万円)	7,722	7,901	32,193
経常利益又は経常損失() (百万円)	318	228	380
親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属 する四半期(当期)純損失() (百万円)	183	232	519
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	377	278	780
純資産額 (百万円)	11,884	10,477	10,761
総資産額 (百万円)	21,851	23,830	22,003
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損 失() (円)	2.84	3.57	8.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	2.61		
自己資本比率 (%)	52.6	42.6	47.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第21期第1四半期連結累計期間、第20期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(連結の範囲の重要な変更)

・Global事業

当第1四半期連結会計期間において、新たに設立出資されたistyle trading korea Co., Limitedを、連結子会社としております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループは2019年8月7日発表の中期経営計画の延長に基づき、当連結会計年度においては、資金および人的リソースを重点分野に投下することとしております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、今期オープンを予定している大型旗艦店「@cosme TOKYO（アットコスメトーキョー）」の出店費用が先行するとともに、アジアにおける地政学的な影響もあり、赤字となりました。

計画に対する進捗は各セグメントで様々ではありますが、連結業績においては費用の削減などにより上振れて着地いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	7,901百万円（前年同期比 2.3%増）
営業損失	205百万円（前年同期 営業利益 304百万円）
経常損失	228百万円（前年同期 経常利益 318百万円）
税金等調整前四半期純損失	163百万円（前年同期 税金等調整前四半期純利益 348百万円）
親会社株主に帰属する四半期純損失	232百万円（前年同期 親会社株主に帰属する四半期純利益 183百万円）

On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme（アットコスメ）」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、次の収益の柱と位置付けるサービス「ブランドオフィシャル」に注力しております。現在の契約数は計画比で好調に推移するなど、BtoB課金サービスおよび広告サービスが着実に成長いたしました。

利益におきましては、システム費用などの先行投資により減少しておりますが、今後のブランドオフィシャルの成長による改善を見込んでおります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	1,953百万円（前年同期比 6.9%増）
セグメント利益	426百万円（前年同期比 19.9%減）

Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme shopping（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店「@cosme store（アットコスメストア）」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、新規顧客や既存顧客によるリピートが増えたことで着実に成長し、消費税増税前の駆け込み需要もあり、過去最高の成長率を記録して大幅に増収いたしました。

国内の店舗におきましては、渋谷店の閉店や改装により一時閉店した店舗の影響がありつつも、増税前の需要などにより増収となりました。

一方で、今期オープンを予定しております大型旗艦店「@cosme TOKYO」の出店に伴う費用が先行していることで赤字となりましたが、概ね計画通りの進捗となっております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高 3,850百万円（前年同期比 14.6%増）
セグメント損失 19百万円（前年同期 セグメント利益 138百万円）

Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

EC・卸売におきましては、中国の新EC法¹により競争環境が変化し、減収となりました。今後は品揃えの強化や独占販売契約など、価格に依らない販売戦略に中長期で取り組んでまいります。

海外の店舗におきましては、香港におけるデモの影響により、当該地域に出店しております4店舗の売上が著しく減少いたしました。

Global事業におきましては、一過性の地政学的な影響もありますが、外部環境を注視しながら今後の事業展開を検討してまいります。

また、2018年6月期第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した、海外企業3社²に対するのれんの償却（第1四半期償却額：89百万円）を行っております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高 1,792百万円（前年同期比 19.9%減）
セグメント損失 126百万円（前年同期 セグメント利益 46百万円）

1 中国政府により発令された中国の個人輸入代行業者を取り締まる旨の法律。2019年1月1日に施行され、同年6月に再度取り締まりを強化する声明が発表された。

2 下記の3社

- ・ Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.（マレーシアで化粧品ECサイト「Hermo」を運営）
- ・ i-TRUE Communications Inc.（台湾で美容系総合ポータルサイト「UrCosme」を運営）
- ・ MUA Inc.（米国で美容系総合ポータルサイト「MakeupAlley」を運営）

その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

人材派遣事業におきましては、競争の激化により減収となりましたが、底堅く推移いたしました。

投資育成事業におきましては、計画しておりました通り、営業投資有価証券のキャピタルゲイン（売上総利益：30百万円）を計上いたしました。これにより、当該セグメント全体では増収・増益となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高 306百万円（前年同期比 2.8%増）
セグメント利益 41百万円（前年同期比 15.8%増）

(2) 財政状態の分析

資産の部

当第1四半期連結会計期間末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,827百万円増加し、23,830百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ344百万円増加し、11,264百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が309百万円増加したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,483百万円増加し、12,566百万円となりました。これは主に、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと等により有形固定資産が964百万円増加したこと、投資その他の資産の敷金及び保証金が487百万円増加したこと等によるものであります。

負債の部

当第1四半期連結会計期間末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ2,111百万円増加し、13,353百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ2,071百万円増加し、10,422百万円となりました。これは主に、短期借入金が1,800百万円増加したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ39百万円増加し、2,931百万円となりました。これは、長期借入金が415百万円減少したものの、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと等により、固定負債のその他が454百万円増加したことによるものであります。

純資産の部

当第1四半期連結会計期間末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ284百万円減少し、10,477百万円となりました。これは主に、利益剰余金が252百万円、為替換算調整勘定が52百万円減少したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの所要資金は、大きく分けて、新規出店、ソフトウェア開発、出資・貸付等の投融資資金と経常の運転資金となっております。

これら所要資金のうち、新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資、出資・貸付等の投融資関連については、自己資金及び銀行からの長期借入により調達しております。

また、経常の運転資金については、銀行からの短期借入やグループCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)によるグループ資金の有効活用で対応しております。

現状、新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資に必要な事業資金は確保されていると認識しております。資金の流動性については、グループCMSによりグループ各社における余剰資金の有効活用に努め、更に金融機関との間で当座貸越契約を締結すること等により、急な資金需要や不測の事態にも備えております。今後につきましても、事業の業績拡大期には先行的に運転資金が増大するビジネスであること、事業拡大に伴い店舗投資や情報化投資の増加が見込まれること等を考慮して、十分な流動性を維持していく考えです。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,007,400	68,019,400	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら制限の ない当社の標準となる株式 であります。また、単元 株式数は100株となっ ております。
計	68,007,400	68,019,400		

(注) 2019年10月1日から2019年11月8日までの間に、新株予約権の行使により、12,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日 ~2019年9月30日	510,200	68,007,400	46	3,693	46	3,465

(注) 1. 新株予約権の行使によって発行済株式総数が増加し、資本金及び資本準備金が増加しております。
2. 2019年10月1日から2019年11月8日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が12,000株増加し、資本金2百万円及び資本準備金2百万円が増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,693,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,307,500	653,075	
単元未満株式	普通株式 6,400		
発行済株式総数	68,007,400		
総株主の議決権		653,075	

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	2,693,500		2,693,500	3.96
計		2,693,500		2,693,500	3.96

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,303	3,134
受取手形及び売掛金	2,700	3,009
商品	2,881	3,034
営業投資有価証券	1,367	1,366
その他	689	742
貸倒引当金	8	10
投資損失引当金	12	12
流動資産合計	10,920	11,264
固定資産		
有形固定資産	1,015	1,979
無形固定資産		
のれん	2,944	2,869
ソフトウェア	2,677	2,449
その他	343	722
無形固定資産合計	5,965	6,041
投資その他の資産		
投資有価証券	2,186	2,137
敷金及び保証金	1,476	1,963
その他	442	446
投資その他の資産合計	4,103	4,546
固定資産合計	11,083	12,566
資産合計	22,003	23,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,677	1,734
短期借入金	2,700	4,500
1年内返済予定の長期借入金	1,793	1,674
未払法人税等	211	130
賞与引当金	288	192
その他	1,683	2,192
流動負債合計	8,351	10,422
固定負債		
長期借入金	2,782	2,367
その他	110	564
固定負債合計	2,892	2,931
負債合計	11,242	13,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,647	3,693
資本剰余金	2,971	3,017
利益剰余金	4,218	3,966
自己株式	280	280
株主資本合計	10,556	10,397
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28	20
為替換算調整勘定	176	227
その他の包括利益累計額合計	204	247
新株予約権	136	58
非支配株主持分	272	269
純資産合計	10,761	10,477
負債純資産合計	22,003	23,830

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年7月1日 至2019年9月30日)
売上高	7,722	7,901
売上原価	4,074	4,194
売上総利益	3,648	3,707
販売費及び一般管理費	3,344	3,911
営業利益又は営業損失()	304	205
営業外収益		
受取利息	1	1
為替差益	16	8
その他	6	6
営業外収益合計	22	14
営業外費用		
支払利息	5	7
投資事業組合運用損	2	3
持分法による投資損失	2	26
その他	0	2
営業外費用合計	8	38
経常利益又は経常損失()	318	228
特別利益		
投資有価証券売却益	30	
新株予約権戻入益		77
特別利益合計	30	77
特別損失		
店舗閉鎖損失		3
移転費用		8
特別損失合計		11
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	348	163
法人税等	163	73
四半期純利益又は四半期純損失()	185	236
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	2	4
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	183	232

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年7月1日 至2019年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	185	236
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	41	8
為替換算調整勘定	151	51
その他の包括利益合計	193	42
四半期包括利益	377	278
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	367	275
非支配株主に係る四半期包括利益	11	3

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
(連結の範囲の重要な変更) ・Global事業 当第1四半期連結会計期間において、新たに設立出資されたistyle trading korea Co., Limitedを、連結子会社としております。

(会計方針の変更)

・国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」の適用
 国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社は、当第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースについて、資産及び負債を認識することといたしました。
 本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。
 この結果、当第1四半期連結貸借対照表において有形固定資産が838百万円、流動負債の「その他」が407百万円、固定負債の「その他」が451百万円それぞれ増加しております。
 なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。
 また、利益剰余金の当期首残高は21百万円減少しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
減価償却費	230百万円	403百万円
のれんの償却額	101百万円	95百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年8月3日 取締役会	普通株式	32	0.5	2018年 6月30日	2018年 9月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	1,828	3,361	2,236	297	7,722		7,722
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	42	19	2	67	67	
計	1,832	3,403	2,254	300	7,789	67	7,722
セグメント利益	531	138	46	36	751	447	304

(注) 1. セグメント利益の調整額 447百万円は、セグメント間取引消去 2百万円及び各報告セグメントに配分して
いない全社費用 449百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	1,953	3,850	1,792	306	7,901		7,901
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	9	1	2	17	17	
計	1,958	3,859	1,793	308	7,918	17	7,901
セグメント利益又は損失 ()	426	19	126	41	322	527	205

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 527百万円は、セグメント間取引消去 19百万円及び各報告セグメント
に配分していない全社費用 508百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 ()	2.84円	3.57円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	183	232
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	183	232
普通株式の期中平均株式数(株)	64,258,884	64,935,552
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2.61円	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,573,286	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	(失効) 新株予約権2種類 (2018年9月18日取締役会決議による第17回新株予約権281,000株及び第18回新株予約権1,000,000株)

(注)当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権（有償ストックオプション）の発行

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第19回新株予約権を、当社の取締役に対し第20回新株予約権を発行することを決議し、2019年10月2日に発行しました。

発行したストックオプションの内容は以下のとおりであります。

第19回新株予約権（2019年8月30日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年8月29日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である64円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期及び2022年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

当社は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新

株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権（2019年8月30日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年8月29日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である64円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期、2022年6月期、2023年6月期、及び2024年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

当社は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2. 資金の借入

2019年10月18日開催の取締役会において、下記のとおり資金の借入について決議し、2019年10月31日に実行いたしました。

- (1) 資金用途：借入金の返済および今後の事業拡大にむけた運転資金充当のため。
- (2) 借入先：取引金融機関 2 行
- (3) 借入金額：6,000百万円
- (4) 借入金利：0.31～0.32%
- (5) 借入実行日：2019年10月31日
- (6) 返済期日：2022年10月31日
- (7) 返済方法：期日一括返済
- (8) 担保保証：無担保無保証

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

株式会社アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。